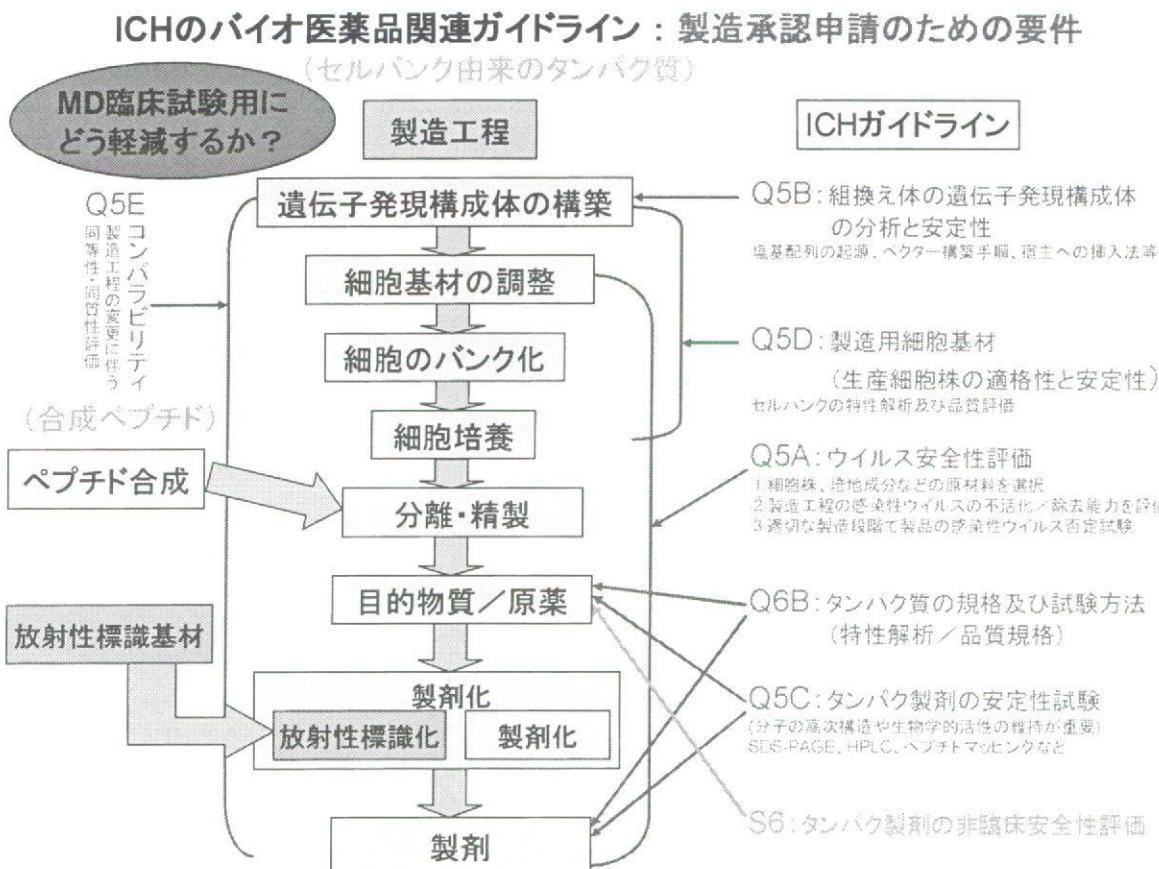


図1



添付資料8

第二回APDDシンポジウム(080313)

マイクロドーズ臨床試験 (MD試験) ガイドラインについて

国立医薬品食品衛生研究所
大野泰雄

MD試験導入の経緯

- 2003.1 : EMEAがmicrodose studyに関する position paper採用
2004.11 : 日本薬物動態学会フオーラム
「早期ヒト試験に向けて薬物動態から考える」
2005.7 : 日本トキシコロジー学会がMD試験の安全性に
関するシンポジウム開催
2005.12 : 日本薬物動態学会
「早期臨床試験による医薬品開発促進に関する意見書」
2006.1 : FDA Exploratory IND Studiesのガイドラインを通知
2006.7 : 総合科学技術会議・基本政策推進専門調査会中間報告
「—マイクロドージングについては導入に向けて歐州の
ような指針を早急に検討すべきである。——」
2006秋 : ICHでM3ガイダンスの見直し開始。
同 : 杉山ら、
「マイクロドーズ臨床試験の実施基盤－指針作成への提言－」

検討班の班員と研究協力者(1)

- 分担研究者
大野泰雄(国立衛研) 総括、安全性、実施手順
小野俊介(東大 薬) 規制、倫理
檜山行雄(国立衛研) 品質
研究協力者(1)全般
池田敏彦(三共)
井上登美夫(横浜市大 医)
小林真一(聖マリアンナ医大)
杉山雄一(東大 薬)
丸山英二(神戸大 法)
吉田武美(昭和大 薬)
位田隆一(京大 法)
清原孝雄(医薬品機構)
佐神文郎(エーザイ)
中澤憲一(国立衛研)
山本恵司(武田薬品)

MD臨床試験指針案 作成経過と今後の予定

- 2006.12 : 早期探索的臨床試験研究班発足
: APDDに草案作成依頼
: APDD 早期探索的臨床試験の実施に関する
ガイドランス草案作成
2007.8 : 研究班「MD試験に較ったガイドライン案」
を厚生労働省に提出
2007.12 : 厚生労働省「MD試験の実施に関するガイダンス案」
をバブコメに付す。
2008.2 : バブコメ期間終了
2008.3-? : 指針通知
2008秋 : ICH-M3の合意に基づいて修正

検討班の班員と研究協力者(2)

研究協力者(2)安全性分野 (IGH-M3検討WG)

伊藤真紀(塩野義製薬)
大橋京一(大分大 医)
佐神文郎(工一サイ)
高橋道人(病理ピアレビューセンター)
馬屋原宏(国際医薬品臨床開発研究所)
三浦慎一(第一三共製薬)
山本恵司(武田薬品工業)

小野寺博志(医薬品機構)
佐藤洋一(医薬品機構)
中澤憲一(国立衛研)
三好 出(医薬品機構)
吉田 緑(放医研)

研究協力者(3)被験物質の品質分野

清原孝雄(医薬品機構)
残華淳彦(武田薬品工業)

古田土真一(田辺製薬)
松木 滋(キリンビール)

検討班の班員と研究協力者(3)

研究協力者(5)APDD 採集的臨床試験実態に關わる指針(草案)作成委員会

委員長 杉山 哲一 副委員長 美原千絆子
【品質・CMIC分科会】
○矢野 駿介(日本技術振興機構)
○伊藤 肇(先端医療機器開発団)
○川上 司(京都大学)
○森 伸彦(日本薬品工業)
○榎山 行哉(国立衛研)
【非臨床分科会】
○尾崎原 宏(国際医薬品臨床開発研究所)
○海野 隆(元日本オルガノン)
○佐神 文郎(工一サイ)
【動物分科会】
○杉山 煉一(東京大学 薬)
○池田 敦彦(医薬品開発支援機構)
○大冢 奎三(日本薬物動力学会)
○加藤 基浩(中外製薬)
○辻 彰(金沢大学)
○三浦 優一(三共)
【放射性同位元素・被験分科会】
○池田 敦彦(医薬品開発支援機構)
○井上 登美夫(横浜市立大学 医)
○大冢 奎三(日本薬物動力学会)
○須原 皆也(放射線医学総合研究所)
○栗原 千鶴子(コントローラー委員会)
○東山 茂(東京慈恵会医科大学)
○熊谷 博治(北里大学)
○藤原 博明(富士クリカルサポート)
○渡邊 栄司(浜松医科大学)

具体的検討課題

- MD臨床試験の具体的実施手順・指針作成
- 適応範囲
- 必要な非臨床試験
- 法的、倫理的問題の整理
- MD臨床試験以外の「探索的臨床試験」に関する検討
- これらに求められる候補薬物の品質管理の考え方

マイクロドーズ臨床試験の実施に関するガイドナンス(案)

(平成19年12月25日通知)

- ～目次～
1. 基本的考え方
 2. マイクロドーズ臨床試験の実施に当たり必要な非臨床試験の範囲
 3. 最高投与量設定の方法
 4. 放射性標識体による被験者の内部被ばくに対する考え方
 5. 被験物質の品質管理に対する考え方
 6. その他の留意事項
 7. 引用文献
- 《参考》マイクロドーズ臨床試験における放射性同位元素の取り扱い

基本的考え方

- マイクロドーズ臨床試験(MD試験)は薬事法に基づく治験として、GCPを遵守して行う。
- ガイドラインは現時点における科学的知見に基づいて検討されたもの。
→今後の科学技術の進歩等に応じて改訂される。
→ICH-M3の合意に基づき、変更される予定。

定義

- MD試験とは、通常、100 μ g以下かつヒトにおいて薬理作用を発現すると推定されると投与量の1/100を超えない極めて低用量の被験物質を、健常人に単回投与することにより行われる臨床試験。

ICH-M3で検討中の案

- 1)一回当たり100 μ g以内、5回以内の反復投与、
総量100 μ g以内
- 2)一回当たり100 μ g以内、5回以内の反復投与、
総量500 μ g以内

適用範囲

- 主として低分子化合物
- 生物由来製品又は体内で如何なる受容体が関与するか十分な知見が得られていないものなどの従来の医薬品とは全く異なる作用機序による薬理作用を期待した低分子化合物を投与する場合についても、個別にその安全性等についての考察が必要であり、本ガイドanceをそのまま適用することはできない。

MD試験の目的

- 被験物質のヒトにおける薬物動態に関する情報
を医薬品の臨床開発の初期段階に得る。
- 具体的には、
 - 被験物質の吸收や血中動態特性を明らかにする。
 - ヒト特異的な代謝物を発見する。
 - 被験物質のヒト体内における局在及び受容体占有率に関する情報を得る。

測定方法(例示)

- ^{14}C 標識被験物質を被験者に投与し、AMSを用いて糞中(又は尿中若しくは糞中)の濃度を測定し、未変化体や代謝物の薬物動態学的情報(AUC、 $T_{1/2}$ 、 C_{\max} 、 T_{max} 、分布容積、初回通過効率、生物学的利用率、尿、糞中排泄率等)を得る。
- 非標識被験物質を被験者に投与し、LC/MS/MSにより未変化体や代謝物の薬物動態学的情報を得る。
- 被験物質を ^{11}C 、 ^{13}N 、 ^{15}O 、 ^{18}F 等のポジトロン放出核種で標識し、PET(陽電子放射断層撮影法)を用いて、被験物質の臓器・組織での分布画像を経時的に測定する。
- 被験物質を ^{123}I 、 ^{99m}Tc 、 ^{111}In 等で標識し、Single-Photon Emission Computed Tomography (SPECT)を用いて、同様に測定する。

MD試験実施に必要な 非臨床試験

- 拡大型単回投与毒性試験
- 局所刺激性試験(单回投与毒性試験での評価でも良い。)
- 遺伝毒性試験は、必ずしもMD試験の前に評価を終了しておく必要はない。
- 適切な動物種を用いて被験物質の薬理作用を明らかにし、薬効発現量を推定しておく。
- 放射性標識体を用いる場合は、放射線被ばくのレベルとその安全性に関する評価を事前に終了しておく。

MD試験の最高投与量

- 薬効発現量の1/100を超えない用量又は $100 \mu\text{g}$ のいすれか小さい量。

薬効発現量の推測方法(例)

- 動物における薬効発現量をもとに体表面積換算することにより、ヒトでの薬効発現量を推定。
- (1) 経験的な方法
- (2) 薬物動態学的情報を用いる方法
- 薬効発現の作用機序等により異なるが、 C_{\max} 又はAUCを基準に推定。

MD試験実施に必要な 拡大型単回投与毒性試験とは

- 動物：ほ乳類(雌雄)、一種類、
投与経路：医薬品としての予定投与経路
用 量 群：対照群と最小毒性発現量を確立するための群(LOAEL, NOAEL)、またはMD試験において適切な安全域を確立するために必要な群
用 量：予定薬効用量の100倍量を上限用量としても差し支えない量
観察期間：2週間
観察項目：
毒性徵候の種類、程度、発現、推移及び可逆性
用 量及び時間との関連で観察
適切な時期(通常、投与翌日及び2週間の観察期間終了時)に血液検査、血液生化学検査及び病理組織学的検査(通常、高用量のみ)を行う。

放射性標識体による被験者の 内部被ばくについて(1)

(1) AMSを用いる場合

- AMSに使用する¹⁴Cは、一般に、自然界に存在する放射能による被ばくを超えない範囲で試験を実施しうることが知られており、国際放射線防護委員会（ICRP勧告9）で示された規制水準以下で実施可能。
- 我が国の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（障防法）」に基づく放射性同位元素の下限数量以下の用量で実施可能。

放射性標識体による被験者の 内部被ばくについて(2)

(2) PETを用いる場合

- PETを用いる場合には、他のポジトロン放出核種については、個別の計画ごとに、被ばく量の安全性を評価する。
- 内部被ばく量の推定及びその評価にあたっては、以下の側面から検討する。
 - ①ヒト内部被ばく量推定を目的に、実験動物を用いた体内分布等を測定（動物種・例数・投与量等を勘案）
 - ②上のデータに基づき、ヒト内部被ばく線量を推定（用いる核種に対応する内部被ばく量を計算し、安全係数を考慮する。）

被験物質の品質管理

(1) 基本的考え方

- 標識していない被検物質については、MD試験の実施に必要な非臨床試験で用いたものと同一ロットで実施することが望ましい。
- 治験薬GMPを遵守。
- ポジトロン放出核種放射性標識体については、放射半減期が極めて短いために、¹⁴C放射性標識体や標識していない被験物質とは、その製造方法や使用する設備等が異なる。

- ① 放射性標識体の製造方法について、標識していない被験物質の製造方法と異なる工程がある場合、標識していない被験物質の品質管理を基本として、当該製造工程の差異が品質に如何なる影響を及ぼすかについて検討する必要がある。
- ② 放射性標識体と標識していない被験物質は同等のものとして取り扱い、標識していない被験物質にかかる非臨床試験に関する知見をもつて放射性標識体に外挿するとの考え方方に基づきMD試験を実施する必要がある。
- ③ 1回の製造で必要量を貯う場合は、繰り返しの大量生産を前提としたバリデーションによるのではなく、ペリフィケーションの実施が妥当と考えられる場合もあり、工程ごとにその妥当性を検証した上で実施すべきである。

測定方法に応じた留意事項(1)

- ① AMSを用いて測定する場合
 - ^{14}C の投与量は、通常、 10^{-18}g 以下と非常に微量であることから、被験者に投与する被験物質は、 ^{14}C 放射性標識体を標識していない被験物質で希釈して製造する。
 - 品質管理に当たっては、治験薬GMPを遵守する必要があるが、当該希釈工程の品質管理については、ペリフィケーションによることが適切と考えられる。
 - 静脈内投与する場合、 ^{14}C 放射性標識体を標識していない被験物質で希釈するプロセスについても、無菌性を担保する品質管理が必要である。
 - ② LC/MS/MSTで測定する場合
 - 治験薬GMPを遵守する。

測定方法に応じた留意事項(2)

③ PETで測定する場合

- 用いる放射性同位元素(^{11}C 、 ^{18}F 、その他のポジトロン放出核種)の半減期は極めて短い。したがって、当該放射性標識体の品質管理については、可能な限り治験薬GMPを遵守した上で、以下の事項を実施する。
 - 標識前の化合物(前駆体)の純度を確認する。
 - 放射性標識体及び非標識化合物をそれぞれ合成し、LCやLC/MS等を用いて、両者の保持時間が一致することを確認する。

測定方法に応じた留意事項(3)

- PETで測定する場合、半減期が極めて短いために、最終製剤で確認できる検査項目には限界がある。その実施に当たっては以下の点に留意する。
 - 製造工程において、エンドトキシンその他の不純物が混入しないよう、必要な品質管理を行う。
 - 無菌試験などの生物学的検査については、必ずしもロット毎の試験実施を要求しない。事前に同じ方法で製造した製品の無菌試験を実施し、同工程における品質に問題がないことを確認する(ペリフィケーション)。
 - 従来の工程に重要な製造工程の追加・変更を行う場合、当該製造工程により得られた被験物質による非臨床試験を再実施する。
 - 合成装置を用いて製造する場合、当該装置を閉鎖系にするなど、無菌性が担保できるよう、適切な品質管理を実施する。

治験薬の交付

- GCP省令においては、やむを得ない事由があるときを除き、「治験依頼者は治験薬に付いて第三者を介在せることなく、直接実施医療機関に交付しなければならない」と規定されている。
- MD試験においては、放射性標識体の合成分等の被験物質の製造及び実施医療機関への交付について、外部事業者に行わざるを得ない場合がある。
- 被験物質の製造を実施医療機関において行わなければならない場合もある。
- このような場合には、「やむを得ない事由」に該当するものとして、次のような考え方で從つて行う。
 - ① 委託に係る業務を、治験薬の品質確保のために必要な品質管理等が可能なかつ遵守できる外部事業者又は実施医療機関に委託する。
 - ② 業務を委託する外部事業者又は実施医療機関と、文書により必要な契約を行う。例えば、当該委託に係る業務の範囲、業務の手順、当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを治験依頼者が確認できる旨等について規定すること。

その他の留意事項(1)

(1) 実施体制及び審査体制

- 治験依頼者は、本ガイドラインに基づき、個々のMD試験に特有の留意点に十分配慮しつつ、治験実施計画書を作成する。
- 治験依頼者は、適切な実施医療機関及び治験責任医師の選択を含め、MD試験を円滑かつ安全に実施するための試験実施体制を構築する。
- 治験審査委員会は、科学的・倫理的観点から十分な審議を行うとともに、試験実施又は継続の可否等について的確に判断する。
- 治験審査委員会においては、内部被ばく、用量設定、測定機器、その他のMD試験に特有の事項についても十分な検討がなされる必要があり、必要に応じ以下の方策を探るべきである。
 - ① 治験審査委員会に専門家の出席を求め、意見を聴取する。
 - ② 外部の治験審査委員会を活用し、MD試験の実施に必要な調査審議を一元的に当該治験審査委員会で行う。
 - 又は個別医療機関毎の治験審査委員会より外部治験審査委員会に特定の専門的事項の一部又は全ての調査審議を依頼する。

その他の留意事項(2)

(2) 被験者の選定および適格基準

- 被験者の選定および適格基準の設定については、通常の治療と同様に明確な規定を設ける。
- 試験実施により得られるベネフィットと当該被験者のリスクと比較考量する。
- 他の治験との重複参加を避ける。適切な休薬期間を置く等の基準を設ける。
- 妊娠可能な女性、妊娠、小児、特定の患者などの集団に対してもMD試験を実施することはより慎重を期する。実施する場合には、少なくともこれらの集団に対して試験を実施することの妥当性について、その理由とともにプロトコールに明示するなどの措置を講じることが考えられる。

その他の留意事項(3)

(3) インフォームドコンセント

- MD試験においては、特に以下の点についてわかりやすい言葉で説明するよう、留意する。
 - ① 試験の目的。
 - ② 被験物質の投与量は極めて微量であり、そのため、事前に得られている動物実験等の非臨床試験データは治験第1相試験の場合に比べ限定的であること。
 - ③ 放射性標識体を投与する場合、放射性物質による内部被爆について。(例えば、ア、日常生活レベルを超えない、イ、健康診断や日常的に受ける検査と同等またはそれ以下、ウ、これを僅かに超える程度など、具体的に説明する。)
 - ④ マイクロドーズ臨床試験の実施により生じた健康被害については補償されること及び具体的な補償方法。

その他の留意事項(4)

(4) 行政機関への届出等

- 實施に当たっては、業事法に基づき、行政に届出る。また、治験業者による副作用等の報告も必要である。
 - ① 治験計画への届出
 - 治験依頼者は治験計画届書を医薬品医療機器総合機構に提出する。
 - 治験計画を変更する場合には治験計画変更届書を提出する。
 - ② 治験の中止・終了の届出
 - MD試験の中止又は終了に当たっては、治験中止届書・治験終了届書を提出する。
 - ③ 副作用等の報告
 - MD試験の実施に当たり、治験依頼者が被験物質にかかる副作用等について知ったときは、定められた期間内に厚生労働大臣へ報告する。

放射性同位元素の取り扱い

- 放射性標識体やこれらを含む被験物質の調製等治験薬の製造及び同臨床試験の実施に際して関連する法令
 - 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号、以下「障防法」という。)」
 - 「医療法(昭和23年法律第205号)」
 - 「労働安全衛生法 等
- MD試験を実際に行うにあたっては、必要に応じて関係する規制当局に相談するなど、関連する法令等を十分に理解のうえ準備・実施する。

1. 障防法、医療法の規制の概要

- 障防法においては、一定の数量と濃度を超える放射性同位元素の取り扱いが規制されている。同法によれば、放射性同位元素の使用(放射性同位元素の製造、詰替等)をしようとする者は、文部科学大臣の許可(使用許可)を受け、放射線取扱主任者の監督のもとに、放射性同位元素の使用の他、保管、廃棄、他の許可使用者等のからの譲り受け、譲り渡し、記録の作成、保存等を行うことなどが義務付けられている。また、業として放射性同位元素を販売する場合には、文部科学大臣への届出が必要である。
- 放射性同位元素を含む治験薬を製造する者は、その取扱う放射性同位元素が障防法に基づく下限数量及び一定の濃度を超える場合、同法に基づく許可を取得する必要がある。また、製造した治験薬を病院又は診療所(以下「病院等」という)や治験依頼者に引き渡す場合には、販売業の届出が必要である。

1. 障防法、医療法の規制の概要(2)

- 薬事法上の治験に該当するマイクロドーズ臨床試験は、医療法で規定する病院等において実施されるが、病院等でのこれらは放射性同位元素の取り扱いは、障防法ではなく医療法により規制される。
- 医療法による規制については、障防法の場合と同様、一定の数量と濃度を超える放射性同位元素の取り扱いが規制の対象となる。具体的には、都道府県知事への届出、使用場所の制限、使用、貯蔵、廃棄等の施設に関する構造設備基準などが規定されている。なお、二種類以上の異なるた放射性同位元素を取り扱う場合、個々の数量及び濃度が一定の数量及び濃度を超えるかどうか勘案する必要があるほか、それぞれの放射性同位元素の数量の下限数量に対する割合の和が1を超える場合、障防法又は医療法に基づく許可又は届出を必要とする。

2. AMS用核種(主として¹⁴C)

- この場合に主に使用される¹⁴Cは長半減期核種であり(半減期:5730年)、長期間の保管によっても実質上放射能は減衰しない。前述のように、障防法や医療法において放射性同位元素として規制の対象となるかどうかについては、放射性同位元素の数量及び濃度によって決まるが、例えばマイクロドーズ臨床試験に使用される非放射能の¹⁴Cとしては、通常、一酸化物又は二酸化物以外のものとして、その総量が10MBq以上かつ10Bq/mgの場合は障防法上の放射性同位元素として規制される。したがって、総量が障防法で規定する下限数量10MBq 又は濃度10Bq/mgのいずれかが下回る場合、別途、障防法に基づく使用者の許可を受けている者を除き、規制の対象となる。
- 本文でも記載のとおり、AMSで測定する場合の¹⁴Cについては、ほぼ例外なく障防法又は医療法の規制対象を下回る数量又は濃度で十分事実可能である。したがって、治験薬の製造を行う施設は別として、本臨床試験を実施する病院等及びAMS測定施設については、その数量及び濃度のいずれかが規定以下であることを確認する必要がある。

2. AMS用核種(主として¹⁴C)

- (2) 治験依頼者から病院等への交付
放射性同位元素を含む治験薬を治験依頼者が
病院等へ交付することについては、
- 当該治験依頼者が既に障防法に基づく許可を有
する場合、その取扱う治験薬が障防法に規定す
る数量又は濃度を超えない場合であっても、当
該許可取得者は障防法に基づく販売業の届出を
行うよう指導がなされている。
 - 当該治験依頼者が障防法に基づく許可を有しな
い場合、その取扱う治験薬が障防法に規定す
る数量又は濃度を超えない限り、病院等への交付
に際して、障防法に基づく販売業の届出を行つ必
要はない。

2. AMS用核種(主として¹⁴C)

- (3) 病院等での扱い
- 治験依頼者から¹⁴C を含む治験薬の交付を受けた病院
等においては、当該病院等にて取扱う全ての¹⁴C の数量
及び濃度が常に¹⁴C の規
定値を超える必要がある。一時的ではあるが、¹⁴C の規
定値を超えると、当該病院等は医療法の規定対象とな
る。なお、規定する数量及び濃度を超過しない限り、使用
後の廃棄物には通常の医療廃棄物と同様に廃棄
することができる。

- (4) 病院等からAMS測定施設への移送
- 病院等からAMS測定施設への検体移送についてには、規
定する数量及び濃度を超える限り、その移送について
障防法又は医療法の規制对象とはならない。¹⁴C の規
定値においては、当該施設内に取扱う全ての¹⁴C
の数量及び濃度が常に障防法に規定する値を超えない
よう管理する必要がある。

3. PET用核種

- (1) PETに用いるポジトロン放出核種は半減期が極めて短
い核種(¹¹C:20分、¹⁸F: 110分、¹³N: 10分、¹⁵O: 2分)で
あることから、多くの場合、
- ①サイクロトロンを用いたポジトロン放出核種の製造、
 - ②同核種による放射性標識体の合成、
 - ③これを含む治験薬の製造、
 - ④治験薬の被験者への投与、
- の一連の行為が病院等内において行われることが想定
される。

3. PET用核種

- ①サイクロトロンを用いたポジトロン放出核種の製造、②同核
種による放射性標識体の合成及び③これを含む治験薬の製
造については、治験依頼者から当該病院等に委託して行わ
れるものである。これらの工程における放射性同位元素の管
理については、病院等の中で行われたとしても医療法ではなく
障防法に基づき行われるものであり、当該病院等は障防法に
基づく許可を取得しなければならない。
- 当該治験薬はその製造後、④治験薬の被験者への投与のた
めに、電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室内に搬入
されるが、当該室内的搬入以降の取り扱いについては医療法
により規制される。
- PET用の治験薬を廃棄する場合には、その半減期が極めて
短いことから、一定期間、病院等内で保管して放射能の減衰
を行い、医療廃棄物として取扱うことが可能である。

3. PET用核種

- (2)①サイクロトロンによるポジトロン放出核種の製造、
②同核種による放射線標識体の合成及び③これを含む、
治験薬の製造について、これらが病院等内ではなく別の
施設で行い、④治験薬の被験者への投与が病院等へ
行われる場合(例えはば、両施設が放射性同位元素の半
減期の観点から時間的に近接する場合)、前者は障防法
に基づく許可を取得した施設である必要がある。
- 多くの場合、治験依頼者からの委託に基づき、当該施設
は①②③の製造等を行が、当該施設は、障防法に基
づく販売業の届出を行つた上で、当該治験薬を病院等へ
交付することが可能である。また、この場合の病院等に
ついては、医療法により放射性同位元素の管理が行わ
れる必要があり、当該病院等は当該治験薬を入手した
後、(1)と同様、医療法に基づき対応する必要がある。

2. AMS用核種(主として¹⁴C)

- (1) ¹⁴Cを含む治験薬の製造、運搬等
- ¹⁴Cを含む治験薬の製造については、一般に、治験依
頼者や治験実施施設(病院等)とは別の、障防法に基
づく許可取得者に委託されることが多いと考えられ、当該
許可施設においては、障防法に基づく¹⁴Cの管理が行わ
れる。
- 当該施設で製造された¹⁴Cを含む治験薬の治験依頼者
への引き渡しについては、当該治験薬に含まれる放射性
同位元素が障防法に規定する数量又は濃度を超えない
場合であつても、放射性同位元素の流通状況についてよ
り確実に把握する観点から、当該許可取得者に対し、障
防法に基づく販売業の届出を行うよう指導がなされてい
る。

マイクロドーズ(MD)臨床試験の概略 (EU position paper 2003.1.23)

- 健康人に、毒性も薬効も現れないと考えられる、極低用量の開発候補物質を單回投与し、
薬物動態・体内分布を明らかにすることを目的とする探索型の臨床試験。
- 100 μg(約2 μg/kg)以下(FDA: タンパク製剤
は30nmole/human以下)
- 薬理作用発現量の1/100より低い用量
- 拡大型単回投与試験結果と局所毒性及び遺
伝毒性(FDAは不要)試験結果に基づき実施

ご静聴ありがとうございました。

MD臨床試験の問題点

- ・極めて低用量であるため、AMSといった超高感度の分析方法が必要である。
- ・通常、RIをヒトに投与する。
- ・欧米が要求している拡大型単回投与試験に必要な時間や経費が2週間の反復投与試験以上かかる。
- ・低用量での薬物動態の薬効用量への外挿能力を疑問視する者がいる。
- ・被験物質のGMP下での生産に手間がかかる。

EU型のMD臨床試験か FDA型の探索的臨床試験か

MD臨床試験について検討するが、より広い範囲での検討を行うとして、より高用量で行われる探索型臨床試験についても、検討することとした。



我が国における探索的臨床試験等の
あり方に関する研究班発足
(主任研究者 大野泰雄 2007.1)

主な課題

- 1) 探索的臨床試験の定義と意義
 - 2) 探索的臨床試験の法的、倫理的課題
 - 3) 被験者の安全性確保
 - 4) 被験物質の品質確保
- ・MD試験の対象範囲(生物学的製剤や抗がん剤)を含めるか)
 - ・ICHとの調和
 - ・ヒトへのRI標識化合物の投与

1) 探索的臨床試験の 定義と意義

探索的臨床試験とは？

- 医薬品開発の初期段階で開発候補物質の絞り込みを行いうための臨床試験
- ヒトに毒性が現れないと想定される用量以下に限定
- ヒトに初めて投与する前に必要な毒性試験の範囲を縮小
- 試験に必要な被験物質量を削減する
(非臨床試験を含めOne Batchで可能とする)
→従来より早期に臨床試験に入ることを意図。

探索的臨床試験の暫定分類*

- 極めて低い用量を用いて薬物動態を検討するMD試験(I型探索的臨床試験)
- MD試験よりは高いが、臨床用量以下の用量を用い、毒性・薬効のいずれも現れないと想定される準薬効用量探索的臨床試験(II型探索的臨床試験)
- 毒性は現れないが、薬効は現れると想定される用量での「III型探索的臨床試験」

* : Namingは暫定的なもの、分類もICHの議論で変更される予定

探索的臨床試験に期待する情報

- ヒトでの薬物動態情報
- イメージング技術を用いたヒト体内分布に関する情報
- In vivoあるいはin vitroのスクリーニング系から期待される薬効がヒトでも得られるか否かに関する情報(mechanism of action)
- 薬効につながるバイオマーカーの妥当性に関する情報
- その他

ICH型およびIMD型開発を実施するために必要な動物実験のcost

動物使用数 単回投与試験	ICH型	Microdose型#1	Microdose提案型 #1
(げつ歯類 <10匹 (10匹*雌雄))	約134匹	約48匹	約26匹
非げつ歯類#3 <10匹	30匹 (1用量で雌雄)#2 18匹 (1用量で雌雄)#2 6匹	18匹 (1用量で雌雄)#2 6匹	18匹 (1用量で雌雄)
反復投与試験(2-4週間)			
(げつ歯類 (10匹/群*4群*雌雄) 80匹 24匹)			
非げつ歯類 (3匹/群*4群*雌雄) 72匹			
薬物量(g)*1 試験期間*2	441 6週間	0.106 4週間	0.106 1週間

註

- #1: 投与量で毒性が出た場合はNOAELを決めるため、より低用量の試験が必要。MD提案型とは詳細な症状観察を含む、通常の単回投与毒性試験を意味する。
- #2: 拡張型単回投与試験(1げつ歯類は1群5匹、非げつ歯類は1群3匹で、対照群と翌日解剖群、14日解剖群の3群とした。変法では非げつ歯類に对照群を置いていない。)
- #3: 非げつ歯類は必要に応じて実施
- *1: ラットを0.3kg、イスを5kgとした。投与量はICH型では0.5g/kgを、マイクロドース試験では2mg/kgを最高用量とした。
- *2: 反復投与試験においては投与期間を2週間、病理検査に4週間、拡大型単回投与試験においては病理検査に2週間、かかるとした。

探索臨床試験のメリット (製薬協の意見)

●前臨床試験期間の短縮/開発速度の上昇

- 前臨床試験の開始から臨床移行の決定に8-9ヶ月
- 化合物選定まで6-9ヶ月の時間短縮
- 開発方針決定まで3-4ヶ月の短縮

開発期間全体では必ずしも短縮になるとは限らない。

●必要とする化合物量、動物の減少、費用の削減

- 大量合成の必要がない、
 - 2.5kg (traditional IND) ⇒ 300~600g (e-IND)
 - 5kg 減少
- 非げつ歯類 96匹⇒18匹
- 非げつ歯類 40匹減少

10

探索的臨床試験の意義(1)

- 1)早期に最適化合物を選択することによる、新薬開発の効率化とコスト削減
- 2)薬効標的の妥当性の早期確認による合理的な医薬品開発の推進
- 3)薬効発現における種差および個人差による問題への早期対応
- 4)失敗に終わる臨床試験への協力者の削減
- 5)第1相以後における医薬品開発の成功確率の向上
- 6)動物使用数の削減
- 7)患者への新薬供給の迅速化

探索的臨床試験の意義(2)

- 1)ヒト薬物動態パラメータを複数化合物で比較する。
- 2)ヒト代謝物の早期評価
- 3)被験物質の標的受容体との結合性
- 4)薬効用量における薬物動態プロファイル
- 5)薬物相互作用の確認
- 6)利用している非臨床病態モデルのヒト疾患への外挿性のバリデーション
- 7)利用における生物学的なバスクエイの確認(薬効メカニズム活性)
- 8)ヒトにおける、生物学的および薬理学的反応を軽症患者で調べる。
- 9)ヒトでの疾患バイオマークー及び薬力学的反応を軽症患者で調べる。
- 10)健常人を用いた臨床モデル(恐らく負荷モデル)のリデーション
- 11)潜在的な治療標的の新規性の確認(他の既に確立済みの治療標的に比べて)
- 12)医薬品開発戦略の妥当性確認
- 13)健常人と患者における、薬力学的反応感受性の差の同定

2) 探索的臨床試験の法的、倫理的課題

探索的臨床試験は臨床研究で行うべきか、それとも治験か？

- 探索的臨床試験は医薬品開発のために行われるヒトを行なう試験であるという点で、第一相以後の臨床開発と変わることはない。
 - 治験として実施することにより、公的な審査を経て、GCP の枠組みの中で行われることになり、被験者の安全や権利が保障されるとともに、思いがけない事故が起きた場合においても適切な対応が可能となる。
 - 治験の枠組で実施されるにより、薬事法の範疇で行うことになり、R&D標識化合物をヒトに法的に適切に投与できると考えられる。
- 研究班では治験で行うべきとした。あらかじめ
厚労省としての意志表示が必要。

規制当局の治験届出の確認のあり方

- 初回届出は、全て、通常の30日調査（治験）届出に添付された試験の計画を確認する作業）の対象となるか。
- 当局は、何に基づいて、何を確認するか。
根拠となるガイドライン（通知）は、いつの時点の、どのガイドラインか。（ICH M3の進行状況も関係）
- N回届（2回目以降の届出）の扱いは？
複数の成分を同時に投与する場合（cassette dosing）等の、n回の位置づけはどうなるか。

探索型臨床試験の計画・実施に関する

- 実務的観点から、例えばGCP省令の規定を規制当局がどの程度厳しく（緩く）適用するか。
 - 治験業GMP？
 - 治験薬概要書の内容（質・量）
 - 当局への安全性報告（種類・範囲）？
 - 総括報告書の作成（質・量）？
 - 記録の保存期間？ 等
- 規制当局は研究者・スポーツナーに何をどこまで望むか。
 - 薬事法・GCP他、関連規制の適用の仕方（及び、そうした試験をどのように当局が使うか・使わないかを事前にどうアナンスするか。

探索的臨床試験に対する当局のスタンス

- 探索的臨床試験を薬事法上の「治験」として扱うとして

- 申請資料中における扱い（提出して「良い」のか、提出「しない」のか）
- 治験相談の受付け方、アドバイスの仕方（そもそもアドバイスの対象とするか否か）
- 薬事法関連規制（GCP、GMPを含む）の適用の仕方の程度
 - ・どのくらい厳しく・甘く適用するか
 - ・あらかじめ行うべき毒性試験等の種類・範囲だけではなく、試験の実施の仕方、申請に際しての事後的な確認の仕方を含む。
 - GCP実地調査・書面調査の対象となるか 等

探索型臨床試験の計画における 被験者募集等のあり方における論点

従来型の第1相試験における健本人ボランティアの場合と同様の倫理的・実務的配慮が必要。

- 被験者の募集のあり方
 - 想定される状況(例えは、製薬企業によるモノのスクリーニングに活用される)の文脈で、影響を受け易い者 vulnerable people (研究者、学生、製薬企業社員、その部下等)に対する配慮をどうするか。
- 被験者への支払いのあり方
 - 英国流でいいか？(実費のみであるべき) 通常の第1相試験流か(自律・自己決定 or リバリアニズム等)？
- 保険の対応(への関与)

インフォームドコンセントについて

- 通常の臨床試験・研究におけるインフォームドコンセントの要件に加えて…
 - ✓ 高度に専門的な試験の内容を、一般人に(のレベルで)分かり易く伝えるための配慮が必要。
 - ✓ 予想される利益と危険性の伝え方の工夫。
 - ✓ 例えば、きわめて低い危険性をどう伝達するのが適切か、(ヒトの不確実性認識の特性を踏まえつつ)。

利益相反に係る論点(の例)

- (製薬企業がスポンサーの場合)スポンサーと研究者の関係は、通常の臨床試験と同様。
- 研究成績の利益配分(の公平性)の論点も、通常の臨床試験と同様か。
発表する場合には、その方法等の配慮は必要。
- 審査委員会／倫理委員会と研究者の関係には注意が必要。
特定の(少數の)施設でのみ試験が実施され、特定の(少數の)委員会でのみ審議されることが想定されるため。

治驗審委會員 / 倫理委員會

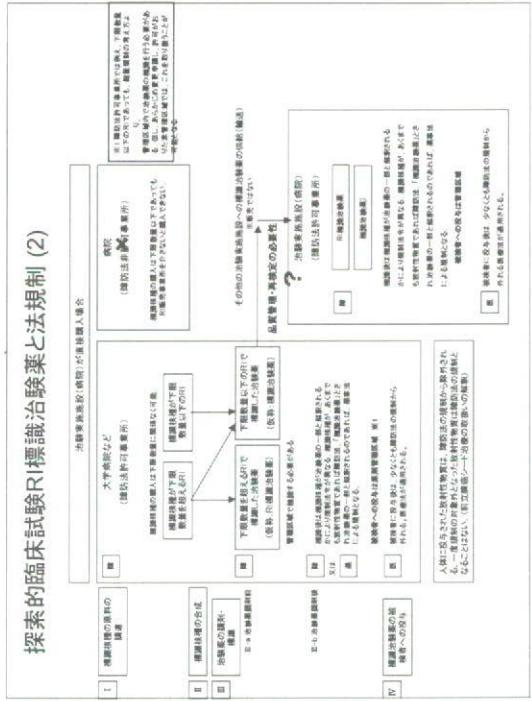
- ・ 通常の臨床試験・研究における論点・留意点に加えて：
 - ・ 特殊な試験計画書、特殊な内容を理解し、被験者におけるリスク・ペネフィットを評価できる委員が必要。
 - ・ 委員の要件は？ 委員会の構成は？ 何名くらい？
 - 先述の利益相反の論点：特定の（少數）の施設でのみ試験が実施され、特定の（少數）の委員会でのみ審議されることに対する配慮は？ 情報公開はどこまで？



探索型臨床試験のうち、特に放射性同位元素($[R]$)を使う試験での(日本での)論点

（B）試験の価値・リスクの議論

- 放射性同位元素を用いた試験から得られる結果の(科学的)価値の評価の仕方。
 - 安全性を論じる前提となる科学的知見の質・量の十分性。
 - 現行法規制は、探索型臨床試験実施の(少なくとも)直接の障害とはなっていないか。
 - 海外と同様に、RI研究に固有の懸念を(追加的に)審査する機関・メカニズムを導入する可能性。



RI標識化合物を用いた臨床試験(まとめ)

- 放射線障害防止法や医療法、薬事法が複雑に絡み合っており、探索的臨床試験を治験とし、また、治験の中で使用されるRI標識化合物についても放射性医薬品として法的に定義することが望ましい。
- 放射性治験薬の取扱いについても、薬事法及び医療法の厚生労働省の規制下で一元的管理を推進することが望ましい。
- 即ち、放射性医薬品の製造及び取扱い規則第一項第一項において、「放射線を放出する医薬品」(又は第80条の2)に規定する「放射性医薬品の定義を「放射線を放出する医薬品」(又は第80条の2)に規定する治験の対象とする薬物」と改正することによって、厚生労働省関係法令下において一元的に規制、管理が可能となると思われる。
- RI標識化合物をヒトに投与する際には被験者の安全を確保するため、第三者的立場で放射線量露量とその安全性について評価する専門的な委員会での審議を受けることが望ましい。

3) 被験者の安全性確保

標準的な薬物における標準的なタイミング(ICH-M3, 1997, 2000)			
毒性試験の種類	初めてヒトに投与する前の前	第Ⅱ相試験	第Ⅲ相試験
安全性薬理試験			
コアハッテリー	○		
薬物動態試験	○		
トキシコキネティクス	○		
その他の	○		
単回投与毒性試験		○	
反復投与毒性試験		○	
2週間		○	
1月以上		○	
局所刺激性試験		○	
遺伝毒性試験		○	
in vitro変異原性試験		○	
in vitro染色体異常試験		○	
標準ハッテリー		○	
生殖毒性試験			○
雄性繁殖能試験			○
胚胎児試験			○
雌性繁殖能試験			○

*: ICH-M3で検討中、**: ICH-M3会議(2007.5)では2つに分類、***: 日本では臓器毒性の懸念が無い場合には病理組織学的検査は不要

探索的臨床試験の実施に必要な 非臨床試験(欧米の動向*1)

探索的臨床試験の形	毒性試験/安全性薬理試験の範囲	毒性試験での用量レベルと評価指標
I型探索的臨床試験 (マイクロドーズでの単回投与試験) **	適切な動物種を用いた臨床投与経路での拡大型急性毒性試験 *** (in vitroの代謝データで適切と判断されるならば、通常、げっ歯類)	NOAEL (Allometricで100倍以上の安全域をとる)。用量は100倍以下でかつ薬効用量の1/100を超えない。

探索的臨床試験の実施に必要な 非臨床試験(欧米の動向2)

探索的臨床試験の形	毒性試験 安全性薬理試験の範囲	毒性試験での用量子 ペルと評価指標
II型探索的臨床試験 (臨床用量)	臨床での開始用量と用量を漸増スキーム設定のための代替法、修飾毒性試験、薬理試験、遺伝毒性試験、薬効発現機構深窓試験(MOA)に相当)	ヒトでの最高曝露レベル(C _{max} またはAUC)から10倍以上の安全域を2種の動物で確認することで、ヒトにおける安全性を確保する。

*: ICHでは毒性が出ない時は曝露(AUC)の1/10まで。

探索的臨床試験の実施に必要な 非臨床試験(欧米の動向)

探索的臨床試験の形	毒性試験 安全性薬理試験の範囲	毒性試験での用量子 ペルと評価指標
III型探索的臨床試験(臨床用量での単回投与試験)	1種目の動物で2週間の反復投与毒性試験(通常、げつ歯類)	NOAEL (allometricで4倍以上、AUCで2倍以上の安全閾を確保する。)

2種目の動物でのTK、組織病理、遺伝毒性試験。用量は1番目の種でNOAEL相当の用量

遺伝毒性試験

安全性薬理試験(コアハッテリー)

陽性又は陰性

生命維持に肝要な機能

探索的臨床試験の実施に必要な 非臨床試験(欧米の動向)

探索的臨床試験の形	毒性試験 安全性薬理試験の範囲	毒性試験での用量子 ペルと評価指標
III型探索的臨床試験(臨床用量での7日間までの反復投与試験)	1種目の動物で2週間の反復投与毒性試験(通常げつ歯類)	NOAEL (allometricで4倍以上の安全域、AUCで2倍以上の安全域を確認)。毒性プロファイル必要

2種目の動物種で7日間の反復投与毒性試験。用量は1番目の種でNOAEL相当の用量

遺伝毒性試験

安全性薬理試験(コアハッテリー)

陽性又は陰性

生命維持に肝要な機能

薬効用量の推定方法

- 1) In vitroでの薬理作用発現濃度
 - 2) 単回投与あるいは反復投与動物実験での薬学的影響発現濃度
 - 3) 類薬情報
を用いた推定がなされる。
- その際、被験物質の特性に応じて、体表面積あたりの換算や生理学的薬物動態理論に基づき推定する。

マイクロドース試験結果の 臨床用量でのPK予測性

- 「薬物濃度が代謝酵素、トランスポーターなどへの Km値に比べて十分に低いところでは、線形性が保たれる」ことは当然であり、それを否定する根拠はないと考えている。また、今日治療に用いられている医薬品の多くにおいて、臨床投与量では、溶解度が原因である以外を除けば薬物動態が原因で非線形性を生じる例は少ない。

(日本薬物動態学会：早期臨床試験による医薬品開発促進に関する意見書 2005)

治験薬GMP(1)

GCP下で行われる臨床試験における被験物質は厳格なGMPの下で製造される。

目的

- 「治験の信頼性の保証」
治験薬の品質の均一性を保証することで臨床試験の信頼性を確保する。
- 「将来の市販製品への一貫性、同一性」
治験薬と市販後製品の同一性を保証することで、製品の有効性と安全性を確保する。
- 「被験者の保護」
治験薬の品質を保証することで、不良な治験薬から被験者を保護する。

→臨床開発段階の初期ではヒトに投与される薬剤の安全性を保証できれば良いとの考え方で、欧米ではGMP基準の目次1. 治験薬GMP(1)、2.

治験薬GMP(2)

しかし、

- 医薬品開発の初期段階では被験物質の製造量は少なくて、また、製造方法はまだ確定していないことから、従来の治験薬GMPの考えを一律に適用するのは望ましくない。

- 治験薬の品質は臨床開発の段階を追って、整備されて行くべきものである。
 - 探索的臨床試験は、その後の臨床試験に直接つながるものでは無いことから、品質の一貫性に関する要求は不要である。